

(CC2) アジア土木学協会連合協議会担当委員会規則

平成17年5月6日	制	定
平成19年9月7日	改	正
平成23年11月18日	〃	
平成24年5月11日	〃	

(目的)

第1条 アジア土木学協会連合協議会担当委員会（以下「委員会」という。）は、土木学会（以下「JSCE」という。）がアジア土木学協会連合協議会（以下「ACECC」という。）を構成する学会としての役割を担うために、ACECCの運営および関連活動への支援ならびにACECCの発展に資する活動を行うことを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は、ACECCを支援するため、JSCEの以下のような活動を企画、実施する。

- (1) ACECC 執行部・事務局との連絡・調整
- (2) ACECC におけるJSCE代表活動のための分析、企画、広報、調整等
- (3) JSCEおよびJSCE会員ならびに関係者へのACECC 活動の広報とACECC 活動への支援要請
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

(構成)

第3条 委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 組織構成

- 1) 委員会の組織構成と序列は、次の通りとする。
委員会－幹事会－小委員会
- 2) 小委員会の設置に当たっては、国際担当理事の承認を得ることとする。

(2) 構成員

- 1) 委員会は、委員長、副委員長、幹事長、委員、幹事、委員会顧問およびJSCE代表によって構成され、その職務は次のとおりとする。
委員長：委員会を代表し、委員会活動を統括する。
副委員長：委員長を補佐し、委員長に事故ある時または欠けたる時は、その職務を代行する。
委員：委員会活動を遂行する。
幹事長：幹事会を代表し、幹事会活動を総括する。
幹事：幹事長を補佐し、委員会活動を遂行する。
委員会顧問：委員会の会合に出席して意見を述べる。
JSCE代表：ACECC に関わる前条の活動に関連し、JSCEを代表する立場で継続的に対応を行う。
- 2) 小委員会の構成員については、上記の職務を小委員会等の職務に読み替えることとする。
- 3) 委員会の構成員の人数は、委員長1名、副委員長1名ないし2名、幹事長1名、委員10名程度、幹事10名程度、委員会顧問数名およびJSCE代表1名とする。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長、委員等の選出方法と任期は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員の互選により候補者を選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- (2) 副委員長、幹事長、委員、幹事および委員会顧問は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

- (3) JSCE代表は、委員会が選任し、会長が委嘱する。
- (4) 委員長、副委員長、幹事長、委員、幹事および委員会顧問の任期は2年とするが、いずれも再任を妨げない。
- (5) 任期半ばで委員等が交代するときは、後任委員等の任期は前任者の任期を引き継ぐものとする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて、文書をもって委員の意見を徴収し、委員会の開催にかえることができる。
- 3 幹事会は必要に応じて開催する。
- 4 委員会は、土木学会委員会規程第9条の規程および理事会の決定に従い、「年度事業計画及び予算計画」を作成し、国際部門担当理事を経て会長に提出する。
- 5 委員会は、土木学会委員会規程第10条の規程および理事会の決定に従い、「年度事業報告」を作成し、国際部門担当理事を経て、会長に提出する。
- 6 委員会は、土木学会委員会規程第8条の規程に従い、毎年度の事業成果を理事会に報告するとともに、土木学会誌・土木学会ホームページ等を通じて会員等に公表する。

(事務局業務)

第6条 担当事務局は国際センターとし、委員会と事務局の役割分担は調整して定める。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、国際部門担当理事の審議を得て、理事会において行う。

附則

本内規に定めのない事項で重要な案件が生じた場合は、国際部門会議において協議・決定する。

- 附則（平成17年5月6日 理事会議決） この内規は、平成17年5月6日から施行する。
- 附則（平成19年9月7日 理事会議決） この変更内規は、平成19年9月7日から施行する。
- 附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。
- 附則（平成24年5月11日 理事会議決） この変更規則は、平成24年4月16日から施行する。